

The Management of the Crusades : The Case of Urbanus IV (2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 康人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/25045

教皇ウルバヌス 4 世の十字軍政策（下）⁽¹⁾

櫻井 康 人

IV. イングランドとハンガリーの問題

聖地十字軍を推進させようとするウルバヌスの前に立ちはだかった問題の一つが、イングランド国王に対する反乱の勃発である。この反乱はやがて第二次バロン戦争（1264～67年）へと連なっていくが、そもそもその要因の一つが、イングランド王家によるシチリア問題への介入とその費用捻出のための課税であった⁽²⁾。

ウルバヌスは 1263 年 11 月 22 日、教皇特使のサビーナ司教グイドヌスに対して、イングランド王国領内の聖俗すべての高位者たちに、イングランド国王ヘンリ 3 世の全財産とすべての権利を自由かつ平穩に保つようにさせることを命じた上で、反乱に加担した者たちのすべての財産を没収するように命ずる⁽³⁾。そして同年 11 月 27 日には、イングランド王国領内の「反乱 (rebellio)」について、必要であれば聖地の「援助 (succursus)」と同等の価値を有する十字の言葉と呼びかけ、「件の国王の支援のための (in subsidium dicti regis)」資金と人員を確保するように命ずる。さらには、エルサレムのための宣誓を、こちらに「転換する (commutare)」権限を与える⁽⁴⁾。また同日付けの別書簡では、反乱に「援助 (auxilium)」と「厚意 (favor)」を提供しているドイツ人やイングランド人たちには破門を、彼らの所領には聖務停止を科すことができる権限を持つことをグイドヌスに承認する⁽⁵⁾。ここで登場するドイツ人に関連して、同日、ケルン大司教エンゲルベルトゥスとその属司教たちには、もしその管区内にグイドヌスやヘンリ 3 世に反抗する者に援助と厚意を提供する者がいた場合、その者には破門、その領地には聖務停止を科すように命じ、同様のことはトリーア大司教とその属司教たちにも命ぜられた⁽⁶⁾。

このようにして、聖地十字軍の重要な駒の一つとして見込まれたイングランド王国はそこから外れるどころか、十字軍の攻撃対象の場となった。必然的に、イングランド王国内において、対反乱軍のための十字軍士がリクルートされる必要が生じた。同年 12 月 13 日、

⁽¹⁾ 本稿は、櫻井康人「教皇ウルバヌス 4 世の十字軍政策（上）」『東北学院大学論集 歴史と文化（旧歴史学・地理学）』65・66号、2022年、103～123頁、の続きとなる。そこで用いた文献の略称については、本稿においてもそのまま用いることとする。

⁽²⁾ 朝治啓三『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学出版会、2003年、428～430頁。

⁽³⁾ *registres*, no. 597.

⁽⁴⁾ *registres*, no. 596 (= *Regesta*, no. 18725).

⁽⁵⁾ *registres*, no. 598.

⁽⁶⁾ *registres*, no. 599.

グイドヌスには、十字の職務を委託した者たちに対して、彼らの説教を聴きにきた上で贖罪および告白をなしたすべての者たちに40日の贖罪価値を認めることのできる権限を付与できる権能が与えられた⁽⁷⁾。ただし、これはあまり功を奏さなかったらしく、翌1264年3月19日には、贖罪価値は100日にグレードアップされた⁽⁸⁾。

さて、同じく聖地十字軍のための主要な構成員として見込まれていたハンガリー王国領内でも内紛がそれを阻害していたが、イングランド王国とはまったく異なる様相を持った。当時のハンガリー国王ベーラ4世は、息子イシュトヴァーン5世との間で権力闘争を繰り広げていた。1264年1月28日にウルバヌスはベーラに対して、モンゴル人と婚姻関係や同盟などを結ぶことを控えるように命じ、同様のことをハンガリー王国領内のすべての高位聖職者たちにも通達する⁽⁹⁾。そして同年2月2日には、ベーラおよびイシュトヴァーンに対して、イシュトヴァーンはベーラに対抗するためにクマン人の、一方でベーラはイシュトヴァーンに対抗するためにリヴォニアやその他の近隣の異教徒の支援を取り付けようとしており、互いに敵意を増幅させているという報告をウルバヌスが受けていることを記した上で、破門の罰の下、そのようなことを止めるように切願する⁽¹⁰⁾。なお、このハンガリー王国内の問題が収束するのは1267年を待たねばならなかった⁽¹¹⁾。

このようなイングランドおよびハンガリーの問題は、必然的に聖地十字軍の推進を妨げたが、そのための準備までもが中止・停止されたわけではなかった。1264年1月7日、ドミニコ会士のギヨーム・ド・トリポリとベツレヘム司教がエルサレム王国から教皇庁へとやって来てバイバルスによる十字軍国家への侵入の激化を伝えたことを受けて、ウルバヌスはフランス国王ルイ9世に対し、教皇庁は教会の収益の100分の1を5年間分、および聖地の「援助(subsidium)」のためにティール大司教エギディウスとカイファ領主ジャン・ド・ヴァランシエンヌによってフランス王国領内で集められた金銭を、本来であるならば十字軍士のために用いられるのであるが、聖地へと直接送金するように決定したことを告げる。加えて、その用途は、特に重要であるヤッファの城塞の防備強化のためである(ただし、金銭は直接ヤッファ伯に引き渡されるのではなく、エルサレム総大司教などの助言に従って、他の信頼のおける者に委ねられる)ことも告げる⁽¹²⁾。そして同日、エギディウスとジャンに対しては、来るべき「進軍(pssagium)」のために彼らが集めた金銭の100分の1を、ギヨーム・ド・トリポリに委ねて聖地へと送金するように命ずる⁽¹³⁾。

同年1月10日には、ノルウェー王国領内の高位聖職者や教会人たちに対して、同王国

⁽⁷⁾ *registres*, no. 610.

⁽⁸⁾ *registres*, no. 609.

⁽⁹⁾ *registres*, no. 1242 (= *Regesta*, no. 18792).

⁽¹⁰⁾ *registres*, no. 1243 (= *Regesta*, no. 18796).

⁽¹¹⁾ これらの状況の詳細については、鈴木広和「ハンガリー王国の再編」『岩波講座世界歴史8 ヨーロッパの成長』岩波書店、1998年、92～93頁、などを参照されたい。

⁽¹²⁾ *registres*, no. 473.

⁽¹³⁾ *registres*, no. 474.

領内で聖地の「職務（negorium）」を遂行しているニーダロス大司教に、その職務を自由かつ安全に行うことができるように12人の騎士と18人の人員を、同様にポーランド地域のブラチスラヴァ司教にも12人の騎士と18人の人員を提供するように命ずる⁽¹⁴⁾。また同日、スウェーデン地域の高位聖職者や教会人たちに対して、同王国領内で聖地の職務を遂行しているスカーラ司教に、その職務を自由かつ安全に行うことができるように8人の騎士と12人の人員を、同様にハンガリー王国領内のエステルゴム大司教には16人の騎士と25人の人員を提供するように命ずる⁽¹⁵⁾。2日後の1月12日には、ロンバルディア地域などの高位聖職者や教会人たちに対して、同領域内で聖地の職務を遂行しているマントヴァ司教に、その職務を自由かつ安全に行うことができるように8人の騎士と12人の人員を、同様にトスカーナ地域のシエナ司教には7人の騎士と10人の人員を提供するように命じ⁽¹⁶⁾、1月21日にはスコットランド王国領内のすべての高位聖職者や教会人に対して、セント・アンドリュース司教ガメリヌスにスコットランドにおける十字の職務を委託したことを伝えた上で、彼には10人の騎士と15人の人員を随行させるように命ずる⁽¹⁷⁾。少し飛んで同年3月4日には、サッサリ大司教プロスペルスに対して、サルディーニャにおいて十字軍宣誓に対する贖罪価値の付与や、ローマ教会もしくは聖地の「援助（subsidium）」のための10分の1税や20分の1税の徴収を迅速に行うように命ずる⁽¹⁸⁾。そして同年3月21日、教皇庁財務官のシニティウス師に対しては、スペイン地域、ボルドー大司教管区およびナルボンヌ大司教管区内のすべての修道院や教会が負担すべき金銭の一覧が提示されるに至る⁽¹⁹⁾。

このようにして聖地十字軍のための準備は継続されたが、基本的には人員集めではなく資金集めを中心とした。そして、そこでは送金トラブルも生じた。1263年12月8日、パリにいる教皇庁の「役人（officialis）」に対して、チュアム大司教からの金銭の受け取りにはシエナ商人に委託するように命ずるが⁽²⁰⁾、翌日の書簡からその理由が分かる。すなわち、従来はフィレンツェ商人のヤーコポ・ギベルティとライネリオ・ベッリンドティが金銭の運搬役を担っていたが、上前をはねたためにボルドー大司教によって破門されてしまったからであった⁽²¹⁾。1264年2月20日にはトロワの役人は、ソワソン教会宝物管理官のガウフリードゥスがボーヴェ教会宝物管理官のヤコブスに宛てた集金額が200トゥール・リーブルに達したという教皇庁への連絡を受けて、それをシエナの商人に引き渡させるようす

⁽¹⁴⁾ *registres*, no. 472c.

⁽¹⁵⁾ *registres*, no. 472d.

⁽¹⁶⁾ *registres*, no. 472e.

⁽¹⁷⁾ *registres*, no. 472f.

⁽¹⁸⁾ *registres*, no. 497.

⁽¹⁹⁾ *registres*, no. 465.

⁽²⁰⁾ *registres*, no. 492.

⁽²¹⁾ *registres*, no. 491.

るように命ぜられているが、そこにも同様の背景があったのであろう⁽²²⁾。

いずれにせよ、聖地十字軍のための資金集めは続けられたが、この間の他の十字軍についてはどうだったのであろうか。レコンキスタやバルト十字軍については確認されず、対ビザンツ帝国については1264年2月11日付けのジェノヴァ大司教宛て書簡のみであり、そこでは、かつて分離派である(ミカエル8世)パレオロゴスを支援したために破門されたジェノヴァ市民たちが、6ヶ月以内にパレオロゴスとの同盟を破棄した上で、ローマ教会への誓約をなすのであれば、破門を解くことをウルバヌスが望んでいることが通知される⁽²³⁾。

一方で、イタリア十字軍については比較的多くの書簡が発せられる。まずは、北イタリアの対オベルト2世・パツラヴィチーノに関するものから見てみよう。1263年12月4日には、ドミニコ会レジーナ管区長とフランチェスコ会レジーナ管区長に対して、破門の下にある「悪なる息子 (reprobus filius)」のオベルト・パツラヴィチーノの追従者との関係を持ち、不当に財産などを受け取ったことが明らかとされたレジーナの聖プロスペロ修道院長Gについて、調査するように命ずる⁽²⁴⁾。また1264年2月5日には、教皇庁の公証人で教皇特使のグアラ師に対して、パヴィア司教およびその管区内の聖職者たちに、かつて神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世によって搾取された年間6,000パヴィア・リブラを補填するように命じた上で、その後パツラヴィチーノ辺境伯オベルトが、同様に搾取した4,000パヴィア・リブラも補填するように命ずる⁽²⁵⁾。そして同年2月23日には、ドミニコ会ロンバルディア管区長とフランチェスコ会アステイ管区長に対して、ピアチェンツァの町を「教会の迫害者であることが明白な (persecutor ecclesie manifestus)」オベルトに明け渡したピアチェンツァ司教の行いについて調査し、報告するように命ずる⁽²⁶⁾。以上のように、対オベルト戦では外交政策が継続されたが、一方の南イタリアの対マンフレディ戦も同様の傾向を持った。

1263年12月19日には枢機卿のポルト＝サンタ・ルフィーナ司教ヨハネスに対して、マンフレディを支援したがために破門されたローマ市民のピエトロ・ロマーニーがローマ教会への回帰を誓約したので、破門を解くことを通達する⁽²⁷⁾。また、同年12月22日にはヴェローナ司教に選出されたマンフレドゥスに対して、マンフレディを支援するフェルモ司教ゲラルドゥスの逸脱(妾の存在、他人の妻と姦通しているなど)について調査して明らかにし、その結果を送るように命ずる⁽²⁸⁾。翌年1月25日には、教皇庁の公証人で

⁽²²⁾ *registres*, no. 508.

⁽²³⁾ *registres*, no. 756.

⁽²⁴⁾ *registres*, no. 738 (= *Regesta*, no. 18733).

⁽²⁵⁾ *registres*, no. 1318.

⁽²⁶⁾ *registres*, no. 509 (= *Regesta*, no. 18807).

⁽²⁷⁾ *registres*, no. 742.

⁽²⁸⁾ *registres*, no. 743.

教皇特使のグアロヌス師に対して、シエナから押収した6,000マルク・スターリングをルッカの防衛に充てているが、ルッカのコミュニエがマンフレディのトスカナ地域における代理人に服従しているのも、もしルッカ市がローマ教会への忠誠を欠いていることが確かな場合には、その6,000マルク・スターリングのすべてを他の用途に転用するように命ずる⁽²⁹⁾。また、2月28日にはブリウド教会の客員司祭長にして教皇庁の書記官で使節のミロヌス師に対して、かつてマンフレディと交易したがために破門されたシエナ商人のバルトロメオ・マンチーニとその息子ラニエリが、教会に回帰したために破門を解かれたことを告げる⁽³⁰⁾。さらに、3月12日、フランス地域に駐在している教皇庁書記官のミロヌス師に対して、かつてマンフレディと交易したがゆえに、シエナで教皇庁から破門宣告を受けていたシエナ商人のナポレオーネ・オルランディとフェットロ・ベンチエレヴェレーニを破門から解くこととしたので、現在フランス地域に滞在している彼らに、マンフレディへの支援を行わないようにさせた上で、破門から解くように命ずる⁽³¹⁾。このようにして、ウルバヌスはシエナ商人とマンフレディとの関係を断ち切ることで、いわば兵糧攻めを試みた。

さて、2月28日にはアナーニ司教・フェレンティーノ司教・アラトリ司教・ヴェーロリ司教・テッラチーナ司教たちに対して、マンフレディの家臣たちと教皇庁に忠実なる者たちとの間に婚姻関係が成立している事例があるので、その司教管区内において、そのような婚姻を破門の罰と財産の没収でもって阻止するようにも命ずる⁽³²⁾。そして翌日には、その内の一つであるヴェーロリに関して、同市のボデスタ、評議会、コミュニエに対して、シチリア王国にてマンフレディの傭兵としてローマ教会に対峙しているすべてのヴェーロリ市民たちを捕らえて、その家屋を破壊し、財産を没収するように命ずるのである⁽³³⁾。

V. マンフレディ十字軍の推進—教皇特使シモヌスの権限強化—

以上のように、イングランドやハンガリーの問題は聖地十字軍の進展の阻害要因となり、そのための準備はイタリア十字軍の外交的政策と同時並行的に資金集めを中心とするに留まった。このような状況の中で、ウルバヌスが本格始動させるべきものとして優先したが、イタリア十字軍であった。

1264年3月27日、ローマにおける教皇代理を務めるベツレヘム司教に対して、ローマとその近隣地域においてマンフレディとピエトロ・デ・ヴィーコの傭兵隊、およびマン

⁽²⁹⁾ *registres*, no. 752.

⁽³⁰⁾ *registres*, no. 511.

⁽³¹⁾ *registres*, no. 532.

⁽³²⁾ *registres*, no. 758 (= *Regesta*, no. 18810).

⁽³³⁾ *registres*, no. 759 (= *Regesta*, no. 18812).

フレーディの支援者たちに対する十字の言葉を説教するように命じるとともに、十字の印を受け取った者たちには、聖地の「援助 (subventio)」と同等の価値が与えられることを告知する⁽³⁴⁾。この段階では活動拠点はローマに限定されたが、4月25日にアンジュー兼プロヴァンス伯のシャルルをシチリア国王として承認することを公示する⁽³⁵⁾ ことにより、イタリア十字軍はより幅広く展開されることとなるが、まずは外堀を埋める作業からなされた。

4月27日には枢機卿にして聖チェチリア修道院長である教皇特使シモヌスに対して、先々代の教皇グレゴリウス9世に破門された教会人について、シモヌスの判断で破門を解くことができる権限を承認する⁽³⁶⁾。これは被破門者がマンフレーディ側に付くことを回避するためであろう。翌日の4月28日にはマンフレーディを支持しているカーリのポデスタ、評議会、コムーネに対して、ローマ教会に回帰するように命ずる⁽³⁷⁾ とともに、回帰した場合には、先代の教皇アレクサンデル4世によって科された破門や聖務停止から解除することを告げる⁽³⁸⁾。一方で同日、ヴェローナ司教に選出された、マルケ・アンコーナのレクトールであるマンフレドゥスに対して、マンフレーディを支持していたかつてのカーリのポデスタのベッラブランカに科された罰が更新されたことを伝える⁽³⁹⁾。翌4月29日にはアヴィニオン司教とカルパントラ司教に対して、マンフレーディを支援したがために破門されたフィレンツェ商人たちについて、500マルク・スターリングの罰金を支払った上でローマ教会への回帰を誓えば、現在プロヴァンス地域にいる彼らを破門から解くように命ずる⁽⁴⁰⁾。

さらに同日、イングランドで対反乱軍に対する十字の職務を遂行しているサビーナ司教ガイドヌスに対して、マンフレーディ十字軍の指揮に当たる教皇特使シモヌスの到来を待ってその指示に従うように命じ⁽⁴¹⁾、フランス国王ルイ9世に対しても、同国王領内にいるガイドヌスを引き留め、教皇特使シモヌスと対面できるように手はずを整えるよう要請する⁽⁴²⁾。この意図は、対イングランド反乱軍のために、とりわけフランス王国領内で集められた資金や人員を対マンフレーディ戦に投入することであったと思われる。4月30日にはオルレアン司教ロベルトゥスとパリの聖ジェノヴェーゼ修道院長に対して、次のように伝えて命ずる。ピストイアは教皇庁に献身的であるルッカに侵攻した上にマンフレーディを支援しているので、ピストイア市民たちには財産の没収と破門を科した。各地の聖

⁽³⁴⁾ *registres*, no. 778.

⁽³⁵⁾ *registres*, no. 798 (= *Regesta*, no. 18858).

⁽³⁶⁾ *registres*, no. 828.

⁽³⁷⁾ *registres*, no. 553.

⁽³⁸⁾ *registres*, no. 563.

⁽³⁹⁾ *registres*, no. 564.

⁽⁴⁰⁾ *registres*, no. 557.

⁽⁴¹⁾ *registres*, no. 837.

⁽⁴²⁾ *registres*, no. 838.

俗の有力者たちには、ピストイア市民がいればその財産を差し押さえるように命じた。例えば、ピストイア商人のグイド・バルトロメオには罰金1,000マルク・スターリングを課し、他の者たちにも同様の量刑を科している。そこで、現在フランス地域にいるピストイア商人たちにも同様に対処するように、と⁽⁴³⁾。

そして5月1日、シモヌスには（第四）ラテラーノ公会議で定められた額以上の金銭を携帯することのできる権限を、まずは付与する⁽⁴⁴⁾。2日後には彼に対して、フランス王国、フランドル伯領、カンブレー司教管区、トゥルネー司教管区、プロヴァンス伯領、リヨン大司教管区、ヴィエンヌ大司教管区、アンブラン大司教管区、タロンテーズ大司教管区、ブザンソン大司教管区において、マンフレディへの対応策を協議するための教皇特使としての「職務（negotium）」を正式に委託する⁽⁴⁵⁾。同時に、上記の地域内のすべての高位聖職者や教会人たちには、教皇特使としてシモヌスを丁重に迎えて献身的に補佐するように命ずる⁽⁴⁶⁾とともに、ルチェッラのサラセン人（ムスリム）と提携するマンフレディに対峙してローマ教会を防衛しているアンジュー兼プロヴァンス伯シャルルの10分の1税を免除するように命じた上で、（神聖）ローマ皇帝に従うトスカーナの一部では、「教会の迫害者であり裏切り者（ecclesie persecutor et proditor）」であるパツラヴィチーノ辺境伯オベルトやその他の者たちやマンフレディがサラセン人やドイツ人たちを利用して教会への攻撃を強めているが、その脅威の下にあるシチリア教会が解放されれば、聖地やラテン帝国にとって必要な財産が失われずにすむことを告げる⁽⁴⁷⁾。ここに南北のイタリア十字軍、および聖地十字軍や対ビザンツの十字軍が連動されることとなる。また同日にはシモヌスに対して、上記の者たちに3年間、シャルルへ10分の1税を支払うように勧告することを命じ⁽⁴⁸⁾、ルイ9世に対しては、マンフレディとサラセン人たちに対峙するためのシチリア王国の職務を遂行するために派遣されたシモヌスに援助と厚意を提供するように要請した上で⁽⁴⁹⁾、やはり上記の者たちに3年間の支払いを勧告するように命ずる⁽⁵⁰⁾。なお、同日にシャルルに宛てては、職務の妨げともなり、醜聞でもあるフランス国王妃マルグリットとの間の不和を収めるように要請し⁽⁵¹⁾、同じことはルイ⁽⁵²⁾およびマルグリット⁽⁵³⁾にも勧告された。

⁽⁴³⁾ *registres*, no. 556.

⁽⁴⁴⁾ *registres*, no. 830 (= *Regesta*, no. 18868).

⁽⁴⁵⁾ *registres*, no. 802 (= *Regesta*, no. 18883).

⁽⁴⁶⁾ *registres*, no. 803 (= *Regesta*, no. 18871).

⁽⁴⁷⁾ *registres*, no. 804.

⁽⁴⁸⁾ *registres*, no. 805 (= *Regesta*, no. 18882).

⁽⁴⁹⁾ *registres*, no. 809.

⁽⁵⁰⁾ *registres*, no. 806 (= *Regesta*, no. 18889).

⁽⁵¹⁾ *registres*, no. 812.

⁽⁵²⁾ *registres*, no. 810.

⁽⁵³⁾ *registres*, no. 811.

このようにして、シモヌスの下ですべてがシチリア問題に注ぎ込まれることとなった。同じ5月3日には、さらに14通ものシモヌス宛て書簡が連発された。まずは、シモヌスは聖地とラテン帝国の職務に加えてシチリア王国の職務に携わっているが、聖地と同帝国の解放をより容易にするために、聖地の援助ために十字の印を受け取ったポワトゥー兼トゥールーズ伯アルフォンスの誓約を、件の王国の職務へと「変更する (*commutare*)」権限がシモヌスに与えられる⁽⁵⁴⁾。アルフォンス以外の聖地の援助のために十字の印を受け取った者たちを、件の王国の職務へと変更する権限も承認された⁽⁵⁵⁾。そして、シチリア王国の職務を推進させるために、教会への奉納金や遺産の遺贈を行った者には1年間の贖罪価値を承認する権限も付与された⁽⁵⁶⁾。シャルトル教会・ルアン教会・ラン教会の奉納の日に、教会に財産を奉納しに来る者たちには3年間の贖罪価値を認める権限も付与された⁽⁵⁷⁾。このようにして、人的資源と資金の転用が推進された。

また、もしインノケンティウス3世の設定したものに反して破門をなしている、すなわち破門を乱発している高位聖職者たちが、シモヌスによる破門の停止の判決を侵害しているのであれば、被破門者に関してシモヌスが差配できることが承認される⁽⁵⁸⁾。加えて、教皇庁から派遣された者によって破門され、まだその軛から解放されていない者たちについても、破門を解除することができる権限⁽⁵⁹⁾、破門や聖務停止の宣告を受けたにもかかわらず、あえて叙階を受けた者に関する不適切な事例について差配することのできる権限や⁽⁶⁰⁾、シモニアの罪を犯した教会人について差配することのできる権限も付与された⁽⁶¹⁾。やはり、被破門者などがマンフレーディ支持側に付くことを危惧してのことであろう。

シモヌスに与えられた権限はこれらに留まらない。他に、出自の不実(庶子のことであろう)について差配する権限⁽⁶²⁾、いつ何時誰であってもドミニコ会士とフランチェスコ会士を随行させることのできる権限⁽⁶³⁾、彼に随行するドミニコ会士とフランチェスコ会士に、その職務遂行のために自由に馬に乗ったり、派遣された地にある女子修道院に出入りしたりする許可を与える権限⁽⁶⁴⁾、シモヌスの活動領域内の教会から5人の補佐役を受け、彼らには聖職禄が支払われるようにし、また私的な2人の補佐役を受ける権限⁽⁶⁵⁾、司教座

⁽⁵⁴⁾ *registres*, no. 813.

⁽⁵⁵⁾ *registres*, no. 814.

⁽⁵⁶⁾ *registres*, no. 818.

⁽⁵⁷⁾ *registres*, no. 819 (= *Regesta*, no. 18880).

⁽⁵⁸⁾ *registres*, no. 821.

⁽⁵⁹⁾ *registres*, no. 822 (= *Regesta*, no. 18873).

⁽⁶⁰⁾ *registres*, no. 823.

⁽⁶¹⁾ *registres*, no. 824.

⁽⁶²⁾ *registres*, no. 825 (= *Regesta*, no. 18876).

⁽⁶³⁾ *registres*, no. 829 (= *Regesta*, no. 18879).

⁽⁶⁴⁾ *registres*, no. 833.

⁽⁶⁵⁾ *registres*, no. 834 (= *Regesta*, no. 18878).

教会に適切な教会人を配属し、彼らを聖堂参事会員となすことのできる権限や⁽⁶⁶⁾、どこであれ教会の「監査（*censura*）」を行うことができる権限⁽⁶⁷⁾までもが付与された。

以上のような下準備が整えられた上で、翌5月4日、シモヌスに、マンフレディと（ルチェッラの）サラセン人に対する十字の言葉をフランス王国領内で説教するように命令が下された⁽⁶⁸⁾。2日後の5月6日には全ヨーロッパ世界に向けて、ローマの元老院およびシチリア王国の職務を委任されたシモヌスに便宜を図るよう公示された⁽⁶⁹⁾。5月7日から8日にかけては、アンジュー兼プロヴァンス伯シャルルが、シチリア王国とローマ元老院の職務に関して、彼はすでに王国の防衛のために王国の収益のほとんどすべてを費やしているので、10分の1税の減額など6つのことを教皇庁の公証人アルベルトゥス師に対して要請したことをシモヌス報告した上で⁽⁷⁰⁾、ルイ9世と協議の上で、このシャルルからの要請について対処する権限を承認する⁽⁷¹⁾。また、コゼンツァ大司教バルトロマエウスは、シチリア王国の職務を推進させるためにシモヌスに随行するように命ぜられ⁽⁷²⁾、その活動のサポート役も充てがわれた。さらに、シモヌスには、来る洗礼者ヨハネの祝日（6月24日）から1年間、聖地の援助のためのルイ9世の「進軍（*passagium*）」を停止する権限が付与された⁽⁷³⁾。そして5月10日、シモヌスには会議を招集する権限も承認されたのである⁽⁷⁴⁾。このようにして、シモヌスはフランス王国領内における活動のための足場を形成された。

一方、イタリア方面では5月19日、グラード総大司教とラヴェンナ大司教に対して、教会の敵であるマンフレディに対する「十字の言葉（*verbum Crucis*）」が各地で次のように公示されるように命ずる。それまでは「より重大な苦悶（*gravior anxietas*）」の下にある聖地のための準備を行ってきたが、今やルチェッラのサラセン人たちやドイツ人たちの支援を受けたマンフレディがトスカナ地域への攻撃を強めている。彼はインノケンティウス4世によって破門されており、異端であることは明白である。対マンフレディとサラセン人のために財産や人力を提供する者たちには、聖地の援助と同等の贖罪価値などが与えられる、と⁽⁷⁵⁾。同じことは、翌日付けで、教皇特使で枢機卿のサン・マルタン修道院長シモヌス（前出のシモヌスとは別人）に対して命ぜられるが、そこでは、教会の迫害者であるパツラヴィチーノ辺境伯も教会への攻撃を強めていることが情報として付け加

⁽⁶⁶⁾ *registres*, no. 835.

⁽⁶⁷⁾ *registres*, no. 836.

⁽⁶⁸⁾ *registres*, no. 817 (= *Regesta*, no. 18891).

⁽⁶⁹⁾ *registres*, no. 799 (= *Regesta*, no. 18893).

⁽⁷⁰⁾ *registres*, no. 800 (= *Regesta*, no. 18899).

⁽⁷¹⁾ *registres*, no. 801 (= *Regesta*, no. 18897).

⁽⁷²⁾ *registres*, no. 816.

⁽⁷³⁾ *registres*, no. 815.

⁽⁷⁴⁾ *registres*, no. 820.

⁽⁷⁵⁾ *registres*, no. 633b.

えられる⁽⁷⁶⁾。

この間、当然のことながら、イタリア十字軍推進のための外交政策的努力も継続された。5月7日にはマントヴァ司教管内のベネディクト会系のサンベネデット・イン・ポリローネ修道院長と聖堂参事会員たちに対して、「神と教会の敵である (Dei et ecclesie inimicus)」[「暴君 (tyranus)」]のパッラヴィチーノ辺境伯オベルトによって苦しめられている、同系列のピアチェンツァ司教管内のメッツァーノ修道院長とその仲間やファミリアたちに、生活必需品を送るように命ずる⁽⁷⁷⁾。5月11日にはアヴィニョン司教とカルパントラ司教に対して、教会の命に従って罰金を支払ったプロヴァンス地域にいるフィレンツェ商人のテディーチョ・マルコアルディを⁽⁷⁸⁾、ランゲル司教ガイドヌスとトロワ司教ニコラウスに対しては、やはり罰金を支払ったフランス(ガリア)地域にいるフィレンツェ商人のリッチョ・ライネリとマッテオ・デオミディエーディ⁽⁷⁹⁾を破門から解放するように命ずる。5月14日にも同じ司教たちに対して、かつて1263年の聖木曜日(復活祭前の木曜日)に、破門が科されたフィレンツェ市民にはマンフレーディへの厚意の停止とローマ教会への回帰を命じていたが、ガリア地域に滞在中のフィレンツェ商人のテディーチョ・ランベルトは教会への回帰の宣誓を行ったので破門から解くように命じている⁽⁸⁰⁾。この一連のフィレンツェ商人たちの破門からの解放は、マンフレーディから勢力をはぎ取ることを目的としたのであろう。

このような敵対勢力の切り崩しは、5月28日にもなされた。ペルージャとフィレンツェの市民オリヴェリオ・キルクルスに宛てて、かつて教皇アレクサンデル4世はマンフレーディの「援助者 (adjutor)」や「支援者 (fautor)」を破門にすることを公言しており、マンフレーディに追隨してトスカーナの「平和(pax)」を乱したためにオリヴェリオには(1263年の)聖木曜日に破門と財産没収の罰が科されていたが、この度、オステティア司教とベツレトリ司教を介してローマ教会への回帰を誓約してきたので破門から解くことを承認したことを通達する⁽⁸¹⁾。5月31日にはミラノ大司教オットーヌスに対して次のように命ずる。かつてパッラヴィチーノ辺境伯オベルトに援助や厚意を提供したがために破門されたが、この度教会への回帰を誓約したので、その解除を望んでいるモンフェッラート辺境伯を破門の軛から解除するように、そして、その他の者たちについても教会への回帰を誓約した者については破門から解除するように、と⁽⁸²⁾。

このような状況の中で、聖地十字軍に関しては資金集めが継続されるが、それに関する

⁽⁷⁶⁾ *registres*, no. 633a.

⁽⁷⁷⁾ *registres*, no. 1631.

⁽⁷⁸⁾ *registres*, no. 558, 559.

⁽⁷⁹⁾ *registres*, no. 560, 561.

⁽⁸⁰⁾ *registres*, no. 570.

⁽⁸¹⁾ *registres*, no. 574.

⁽⁸²⁾ *registres*, no. 841.

書簡等はわずか2通のみとなる。1通は、1264年3月28日付けのパリに滞在中のランス教会聖堂参事会長ニコラウスおよびボーヴェ司教管内のジェルプロワ教会聖堂参事会長のヨルダヌス宛て書簡であり、そこではケルン大司教管内で集められた金銭をローマ商人に引き渡すように命じ、同様のことは、トリポリ教会宝物管理官のペトルス・コミティウスとトゥールのサン・マルタン修道院教会聖堂参事会長ペトルス・デ・リールに、ボルドー大司教管内で集めた金銭について命ずる⁽⁸³⁾。もう1通は、5月22日付けのヒルデスハイム教会聖堂参事会長と司祭長宛て書簡であり、そこではエーベルシュタイン伯ルドルフは40銀マルクを、ブラウンシュヴァイクのヴォリマーは70銀マルクを、ヘクスターのブルジョワのルドルフ・ロンゴは12金マルクを故エセル司教ヘンリクスに与えたが、それらをローマ教会と聖地の「有益さ (utilitas)」に充てるように命ずる⁽⁸⁴⁾。このように、一部地域では聖地のための資金集めが継続された。

また、対モンゴル人に関するものも1通ある。それは、3月28日付けのコンコルディア司教アルベルトゥス宛て書簡であるが、そこでは洗礼者ヨハネの日（6月24日）にトリエステ教会で「モンゴル人に対する十字の説教 (praedicatio Crucis contra Tartaros)」を行うように教皇庁の命を受けたドミニコ会士のヨハネス・ウルススとカステラヌスに不正を働いたトリエステ教会司祭長やその他の教会人たちを調査し、教皇庁にやって来るようにさせるように命ずるものである。ここからは、オーストリア大公領の一部では対モンゴル人の十字軍が呼びかけられていたことをうかがい知ることができる⁽⁸⁵⁾。バルト十字軍に関しても1通、6月4日付けのボヘミア国王オタカル2世宛て書簡がある。そこでは、分離派であるルテニア人とリトアニア人に対して攻撃するように推奨し、彼がルテニア人やリトアニア人をキリスト教に改宗するか駆逐した地はドイツ騎士修道会の所領とはならず、永続的にその家産となることを承認している⁽⁸⁶⁾。このようにして、ボヘミア王国はバルト十字軍に誘われたのである。

これら以上に特筆すべきは、ギリシア世界に関するものである。マンフレディ十字軍の準備の間隙を縫う形で、5月13日には3通の書簡が発せられる。1通はコロニ（コロニ）司教に宛てたものであり、そこでは分離派たちによってアカイア侯国領が侵害されているので、聖地の援助に行くのと同等の価値の「罪の赦し (remissio peccatorum)」を伴う「神の戦い (Dei bellum)」へ人々を誘うように命ずる⁽⁸⁷⁾。これはギリシア世界におけるいわば自己防衛のものであるが、他2通はユトレヒトに関するものである。内1通はユトレヒト司教ヘンリクス宛て書簡であり、コンスタンティノーブル占以降、「傲慢 (superbia)」になり、アカイア侯国領内を荒廃させている「分離派 (schismaticus)」のギリシア人たちに

⁽⁸³⁾ *registres*, no. 562.

⁽⁸⁴⁾ *registres*, no. 503a.

⁽⁸⁵⁾ *registres*, no. 1586 (= *Regesta*, no. 18842).

⁽⁸⁶⁾ *registres*, no. 1800 (= *Regesta*, no. 18937).

⁽⁸⁷⁾ *registres*, no. 578 (= *Regesta*, no. 18809).

対する、聖地への援助と等価値を持つ罪の赦しなどの特権を伴う十字の言葉を、リエージュ司教管区とユトレヒト司教管区で広めるように委託する⁽⁸⁸⁾。また、ブルゴーニュ公ユーグ4世に対しては次のように伝える。分離派のギリシア人たちがアカイア侯国領を侵害し続けているので、同侯国の防衛のために、聖地の援助と同等の価値を有する罪の赦しなどの特権および資金提供を伴う戦いのための十字の印を受け取るように、そして同様のことはユトレヒト司教にも伝えられており、事が成就するまで資金はラテン帝国の援助へと「変換 (*mutare*)」される、と⁽⁸⁹⁾。このように、ネーデルラント地域は、対ビザンツ帝国の十字軍に誘われた。

しかし5月になると、対ビザンツ政策は大きく方向転換することとなる。5月23日にはビザンツ皇帝ミカエル8世パレオロゴスに対して、クロトーネ司教と、フランチェスコ会士のゲラルドゥスとライネリウスを使節として派遣したことを告げるとともに、教会合同の職務を達成へと加速させるよう奨励する⁽⁹⁰⁾。日付けや宛先は記されていないが、ミカエル8世が教皇に対して東方教会をローマ教会に回帰させる旨の書簡を送ったことを伝えるものも、この頃に発せられたものであろう⁽⁹¹⁾。

わずかながらでも以上のような多面的な十字軍計画がなされつつ、6月13日、ブラガ大司教マルティヌスに対して次のような書簡が発せられた。ローマ教会にとっての重大な必要性を支援するために、金銭のすべてをシニティウス師に渡すように懇願するとともに奨励する。必要性とはマンフレディによる侵攻に対峙するためであり、彼はサラセン人やその他の不信心者たちをアンコーナからマルケへと率い、さらにはドイツ人たちも加わってスポレート公国に侵攻している、と。同様のことは、モンドニエード司教、ラメゴ司教、パレンシア司教、セゴビア司教、リスボン司教、レオン司教、カセレス司教、ブルゴス司教、ポルト司教、エギタニア司教、エボラ司教、トゥイ司教、アストゥリアス司教、プラセンシア司教、サモラ司教、シグエンサ司教、クエンカ司教、アビラ司教、ビゼウ司教、シウダード・ロドリゴ司教、ルーゴ司教、オーレンセ司教、オスマ司教、セゴルベ司教、オビエド司教、コインブラ司教、サラマンカ司教、エルヌ司教、ペリゲー司教、オーシュ司教、カルカソヌ司教、ボルドー大司教、サント司教、オレロン司教、ポワティエ司教、ユゼス司教、ニーム司教、アグド司教、ナルボンヌ大司教、アングレーム司教、クスラン司教、アジャン司教、マゲーローヌ司教、レスカー司教、アックイ司教、バザス司教、レクトゥール司教、バイヨンヌ司教、コマンジュ司教、ビゴール司教、ロデーヴ司教、エール司教、セビーリャ大司教、シルヴェス司教、コルドバ司教、ウルジェイ司教、モロッコ司教にも通達された⁽⁹²⁾。このようにして、マンフレディ十字軍のための資金調達

⁽⁸⁸⁾ *registres*, no. 577 (= *Regesta*, no. 18909).

⁽⁸⁹⁾ *registres*, no. 579 (= *Regesta*, no. 18909).

⁽⁹⁰⁾ *registres*, no. 848.

⁽⁹¹⁾ *registres*, no. 748.

⁽⁹²⁾ *registres*, no. 463.

圏はイベリア半島やフランス西部および南部にまで拡大された。

VI. 聖地十字軍の準備の再燃

同日、一方でシニティウス師に対しては、ブラガ大司教とその属司教たちや、同大司教管区内の教会人たちから、聖地の援助のための金銭を受け取るように命ずる⁽⁹³⁾。このように、必ずしも聖地（十字軍）のための資金調達も忘れ去られたわけではなかった。しかし、やはりマンフレディ十字軍のほうが優先された。6月17日にはマリョルカ司教ライムンドゥスに対しては、ローマ教会への援助、すなわちマンフレディ十字軍のために、シニティウス師に金銭を渡すように奨励し、同様のことは、バルセローナ司教、タラソナ司教、ウルジェイ司教、パンプローナ司教、トルトーザ司教、レリダ司教、カラオラ司教、ビク司教、ジローナ司教、ヴァロンティエヌ司教、タラゴーナ大司教、ウエスカ司教、セサラウグスターナ司教にも通達された⁽⁹⁴⁾。

このような状況の中で、聖地十字軍のための十字軍士となることを強く希望する者もいた。ウルバヌスの在位期間においては1264年6月20日になってはじめて、幾人かの具体的な聖地十字軍士の名前が現れることとなる。まず一人がヴァンドーム伯ブシャル5世である。6月20日、シャルトル司教管区内で十字の印を受け取ったブシャルに対して、聖地の援助のための経費として500トゥール・リーブルが支払われることが承認された⁽⁹⁵⁾。また、彼には10分の1税の免除などの特権も承認された⁽⁹⁶⁾。加えて、彼は妥当な数の伯領内の戦士たちとともに聖地の援助へと出立することを誓約したのであるが、フランス王国領内の100分の1税、金額にして3,000トゥール・リーブルが、フランス国王の同意があれば、彼に与えられることも認められた⁽⁹⁷⁾。ただし、なすべき「他の援助（*aliqua subventio*）」⁽⁹⁸⁾を課されている教会人たちを、聖地の援助のためにブシャルに随行させることはできないことが、彼に通知される。ここで記される「他の援助」が具体的に何を指すのかは不明であるが、人員の面ではブシャルの聖地十字軍に制限が加えられた。この点を除いては、その後もブシャルの準備は粛々と進められた。6月22日には彼に対して、聖地の援助を実施している間、彼の所領は聖務停止に置かれることが承認され⁽⁹⁹⁾、ル・マン司教に対しては、ブシャルが聖地の援助のための準備をしている間、他者から煩わされないようになすよう命ぜられた⁽¹⁰⁰⁾。6月29日にも同司教に対して、十字

⁽⁹³⁾ *registres*, no. 466.

⁽⁹⁴⁾ *registres*, no. 464.

⁽⁹⁵⁾ *registres*, no. 669.

⁽⁹⁶⁾ *registres*, no. 694.

⁽⁹⁷⁾ *registres*, no. 1813.

⁽⁹⁸⁾ *registres*, no. 668.

⁽⁹⁹⁾ *registres*, no. 1814.

⁽¹⁰⁰⁾ *registres*, no. 1815.

の印を受け取ったブシャールのために、贖罪（の儀礼）を遂行するように命が下された⁽¹⁰¹⁾。そして、7月14日にも同司教は、ブシャールに2,500トゥール・リーブルを割り当てるように命ぜられた⁽¹⁰²⁾。

ブシャールと同様に、資金援助が中心となった事例は他にもある。7月3日、聖地の援助へと向かうであろうバルセローナ司教アルナルドゥスに対して、自身の代理人として、バルセローナ教会聖堂参事会員から2人の教会人を、そして同教会の12人の「スタッフ (officium)」から1人の計3人を選出することが承認される⁽¹⁰³⁾。7月6日にもアルナルドゥスに対しては、彼が聖地の援助に行っている間の3年間は、彼および彼の下での教会人たちには聖職禄が全額支給されることが約束される⁽¹⁰⁴⁾。これらのことも、人的資源という点ではアルナルドゥスの十字軍にも制限が加えられたことを示唆する。

同様のことは、リエージュ司教ヘンリクスにも言えよう。7月6日、ヘンリクスに対して、聖地の援助のために不在となる間の聴罪師を選択しておく権限を承認する⁽¹⁰⁵⁾と同時に、同司教管内のトンゲレン教会付き教師レネルス師に対しては、ヘンリクスや貴族・騎士たちが聖地の援助のための十字軍士として旅立って不在の間、彼らの財産をしっかりと保持するように命ずる⁽¹⁰⁶⁾。加えてレネルスに、ヘンリクスとともに聖地へと出立するであろうドイツ王国領内の在俗聖職者たちに、3年間、適切な形で聖職禄が支払われるようにすることが命ぜられる⁽¹⁰⁷⁾。翌7月7日にもレネルスに対して、教皇特使のポルト（・サンタ・ルフィーナ）司教コンラードゥスによって破門された修道女と行動をとともにしたか、もしくは彼女たちを助長させたケルン大司教管内の聖俗すべての者たちについて、もし身体もしくは代償で聖地の援助を志すのであれば、その破門を解くことができる権限を承認する⁽¹⁰⁸⁾。これらのことを受けて、7月21日には正式にヘンリクスに、とりわけモンゴル人の脅威に晒されている聖地への援助へと十字軍士として出立することが承認される⁽¹⁰⁹⁾。そして7月23日、リエージュ司教管内のシント・トロイデン修道院長、リエージュ教会司祭長、および同教会助祭長のマルクアルドゥス師たちに対して、リエージュおよびユトレヒト司教管内の全教会の収益の20分の1、およびメス、ヴェルダン、トゥールの各司教管内における十字軍宣誓代償金、およびその他の聖地の援助のためであるとみなされる収益を3年間集金するように命ぜられる⁽¹¹⁰⁾。その2日後の7月25日には、ヘンリクス

⁽¹⁰¹⁾ *registres*, no. 695.

⁽¹⁰²⁾ *registres*, no. 696.

⁽¹⁰³⁾ *registres*, no. 1884.

⁽¹⁰⁴⁾ *registres*, no. 1986.

⁽¹⁰⁵⁾ *registres*, no. 2092.

⁽¹⁰⁶⁾ *registres*, no. 2087.

⁽¹⁰⁷⁾ *registres*, no. 2724.

⁽¹⁰⁸⁾ *registres*, no. 2110.

⁽¹⁰⁹⁾ *registres*, no. 2036.

⁽¹¹⁰⁾ *registres*, no. 2057.

に対して、リエージュ司教管内のシント・トロイデン修道院長や同司教座教会助祭長のマルクアルドゥス師が、リエージュ市および同司教管区、ユトレヒト市および同司教管区で集金し、ラン司教管内のシトー会系フォワニ修道院に保管されている教会収益の20分の1をその出立時に割り当てることが承認される⁽¹¹¹⁾。以上のように、ヘンリクスの聖地十字軍の準備も、ローカルなレベルでの資金援助に制限された。

以上の3名は自発的に十字軍士になった者たちであるが、ウルバヌスは7月5日にプロワ伯ジャン1世・ド・シャティヨンに対して、聖地のために罪の赦しを伴う十字の印を受け取るように奨励している⁽¹¹²⁾。ジャンはすぐさまそれに応じたようであり、翌7月6日にも彼に宛てて、しかるべき金銭が割り当てられることが通知される⁽¹¹³⁾。

このように、必ずしも規模は大きくないものの、聖地十字軍の実施が現実味を帯びてきたことを受けて、7月7日にはかつてマンフレディ十字軍のための資金調達を命ぜられていたシニティウスに対して、スペインやカタルーニャ地域の諸王国領内、ガスコーニュ地域、およびボルドー大司教管区やナルボンヌ大司教管区内において、聖地の援助のための金銭を集めるように命令が下された⁽¹¹⁴⁾。また、7月17日、教皇特使のエルサレム総大司教（ギヨーム2世・ダジャン）、その属司教たち、その他の高位聖職者たち、テンプル騎士修道会総長、聖ヨハネ修道会会長、ドイツ騎士修道会総長、エルサレム王国のセネシャルのジョフロワ・ド・セルジヌ、同バイイのアンリ、同マレシャルのジャン・ド・ビブルス、ヤッファ伯ジャン、バイルート領主ジャンや、その他の貴族たち、コムーネのコンソーリ（領事）たち、そしてエルサレム王国領内の全キリスト教徒に対して、全キリスト教世界で100分の1税が徴収されて十字の言葉が説教されたので、近いうちに聖地の援助のための「進軍（*passagium*）」がより確実となったことを伝える⁽¹¹⁵⁾。税率が随分と下がっていることには留意すべきであるが、ウルバヌスの聖地十字軍のプランは着実に進んでいるようである。同日にはティール大司教に宛てて、モンゴル人の侵入が激しくなっているので、上記の100分の1税をヤッファの城塞の再建や聖地の防衛のために「転用する（*convertare*）」ことを告げる⁽¹¹⁶⁾。今度は、聖地十字軍が優遇される番となった。

ただし、聖地十字軍の実施を阻む一つの要因は、他ならぬ聖地周辺域の十字軍国家にあった。7月18日、教皇特使のエルサレム総大司教に宛てて、サラセン人に武器やその他の生活必需品を売却する者たちに破門を宣告するように命ずる⁽¹¹⁷⁾。現地の人々にとっては近隣のムスリムとの交易は重要な生活基盤であったが、ウルバヌスをはじめとする教皇たち

⁽¹¹¹⁾ *registres*, no. 2037.

⁽¹¹²⁾ *registres*, no. 672.

⁽¹¹³⁾ *registres*, no. 690.

⁽¹¹⁴⁾ *registres*, no. 467.

⁽¹¹⁵⁾ *registres*, no. 868.

⁽¹¹⁶⁾ *registres*, no. 869.

⁽¹¹⁷⁾ *registres*, no. 866.

はそれを禁じようと試みた⁽¹¹⁸⁾。この問題は慢性的なものであったが、当時の十字軍国家にとっての最大の問題は、ヴェネツィアとジェノヴァとの争いを発端とした聖サバス戦争のさなかにあったことである⁽¹¹⁹⁾。6月20日には、ジェノヴァのポデスタ、評議会、コムーネに対して、聖地とラテン帝国の状況が悪化の一途をたどっている状況にあるので、ヴェネツィアと争うのを止めるように命じ、同様のことは、ヴェネツィアのドージェのラニエル・ゼン、評議会、コムーネにも通達される⁽¹²⁰⁾。そして7月18日、エルサレム総大司教、その属司教である大司教や司教たちなどの高位聖職者や、テンプル騎士修道会総長、聖ヨハネ修道会長、ドイツ騎士修道会長、セネシャルのジョフロワ・ド・セルジース、バイイのアンリ、マレシャルのジャン・ド・ビブルス、ヤッファ伯ジャン、バイルート領主ジャンやその他のすべての者たちに対して、とりわけモンゴル人からの脅威に晒されているにもかかわらず、十字軍国家内での不和や対立は聖地の職務の大きな妨げとなっているので、互いに「和 (pax)」を結んで状況を改善するように戒告するのである⁽¹²¹⁾。なお、7月26日にはエルサレム総大司教に対して、キリスト教への改宗を望んでいる「貧しい (pauper)」サラセン人やユダヤ人には、彼らが公教要理を理解した後に受け取るであろう生活必需品(宗教儀礼に必要な物のことであろう)を、アッコン市内や司教管区内の教会や修道院に整えさせるように命じており⁽¹²²⁾、異教徒の改宗への希望も露わにしている。

この間、聖地十字軍のための資金集めも、再び範囲を拡大していくこととなる。その中心となったのは、先に登場したシニティウス師となる。6月23日、カステイーリャ、レオン、ポルトガル、ナバラ、アラゴンの各王国とその周辺地域、およびカタルーニャ、ガスコニュ、ボルドー、ナルボンヌの各地域内にあるすべての高位聖職者や教会人たちに対して、シニティウスにすべての金銭が引き渡されるまで、ブラガ大司教に必要物資や人力を提供するように命ぜられる⁽¹²³⁾。ここでは、シニティウスに引き渡される金銭の用途は明記されていない。しかし、7月23日には、スペインおよびアラゴン王国、カタルーニャ地域、ガスコニュ地域、ナルボンヌ地域、ボルドー地域での職務を委ねられたシニティウス師に対して教皇特使としてなすべきことを定めて命ずるが、その内の一つが、ローマ教会およびラテン帝国もしくは聖地の援助のための10分の1税もしくは20分の1税の徴収であった⁽¹²⁴⁾。ここでは、マンフレディ十字軍と、ギリシア世界も含めた東方十字軍の

⁽¹¹⁸⁾ 十字軍国家における近隣イスラーム勢力との交易関係については、櫻井康人「『ベザント』考」『フェネストラ：京大西洋史学報』5号、2021年、1～12頁；同「十字軍国家における文化交流の一例」『メトロポリタン史学』17号、2021年、119～128頁、を参照。

⁽¹¹⁹⁾ 聖サバス戦争については、櫻井『十字軍国家の研究—エルサレム王国の構造—』名古屋大学出版会、2020年、337～339頁、などを参照。

⁽¹²⁰⁾ *registres*, no. 852.

⁽¹²¹⁾ *registres*, no. 867.

⁽¹²²⁾ *registres*, no. 1925.

⁽¹²³⁾ *registres*, no. 470.

⁽¹²⁴⁾ *registres*, no. 462.

ための資金集めであったことが分かる。加えて、徴収されるべき税の率も元に戻ったことも分かる。

2日後の7月25日には、シニティウスに対して、彼の活動領域のいかなる場所においても、教会人に暴行を働いたがゆえに破門された者の内30人を破門から解放する権限を認めており⁽¹²⁵⁾、人材の確保にも努める。また同日には、教皇庁付き司祭でジローナ教会聖堂納室係のグィレルムスに対して、シニティウスに支援・助言・厚意を提供するように、すなわちシニティウスの補佐をするように命ずる⁽¹²⁶⁾。そして翌7月26日には、カステーリャ兼レオン国王にして、ローマ国王に選出されたアルフォンソ10世に対して、シニティウスに援助と厚意を提供するように奨励し、同様のことは、ポルトガル国王アフォンソ3世、ナバラ国王テオバルト2世、アラゴン国王ハイメ1世にも通知された⁽¹²⁷⁾。このようにして、シニティウスの活動の足場が形成された。

また、この頃よりティール大司教エギディウスの活動も再開した。7月23日、十字の言葉を説教するなどして聖地の職務に従事しているエギディウスに対して、様々な形態の「徴利 (usura)」により金銭を受け取った（がゆえに破門された）者たちについて、その金銭をエギディウス自身に差し出させた上で、その罪から解放するように命ずる⁽¹²⁸⁾。結局のところ間接的に教会が徴利を行っていることになることは、興味深いところである。また同日、エギディウスの活動領域内にあるヴェルダン司教管内のプレモンテ会系サン・ポール修道院長、およびトゥール教会司祭長のステファヌスに対して、メス、ヴェルダン、トゥールの各司教管内における全教会の収益の20分の1、十字軍宣誓代償金、およびその他の聖地の援助のためであるとみなされる収益を3年間徴収するように命ずる⁽¹²⁹⁾。その後のエギディウスの活動は9月9日までは続いたようであり、同日、彼に対して、聖地の援助のために5年間支払うべき100分の1税から、テンプル騎士修道会は免除することが通達される⁽¹³⁰⁾。なお、これがウルバヌスの発した十字軍に関連する最後の書簡となる。

さて、以上のようにして聖地十字軍の準備が再燃していた間⁽¹³¹⁾、他の十字軍はどうだったのであろうか。対クマン人に関するものが1通ある。それは、7月14日付けエステルゴム大司教とカロチャ大司教に宛てた書簡であり、そこではすべてのクマン人に対して洗

⁽¹²⁵⁾ *registres*, no. 472.

⁽¹²⁶⁾ *registres*, no. 473.

⁽¹²⁷⁾ *registres*, no. 471.

⁽¹²⁸⁾ *registres*, no. 709.

⁽¹²⁹⁾ *registres*, no. 2050.

⁽¹³⁰⁾ *registres*, no. 947.

⁽¹³¹⁾ なお、十字軍とは直接関係ないが、7月7日付けのパリの聖ジェノヴェーゼ修道院長宛て書簡において、サラセン人の教えの誤りから脱して教会に帰属した、かつてカイロのスルタンであったサラフッディーンの子のペトルス・アルフォンシを、ランス大司教管内のベネディクト会系修道院およびクリュニー会系修道院で受け入れ、年間100パリ・リーブルを支給するように命ずる、という情報がある。*registres*, no. 2706。ただし、サラフッディーンの子が改宗したという事実は確認することができなかった。

礼を受け入れて、カトリック信仰を堅くかつ恭しく順守するように最後まで言葉で示すように命じた上で、もし「慈愛 (caritas)」や神の言葉によって彼らの心を動かすことができないのであれば、ハンガリー、ポーランド、ボヘミア、オーストリアの各地域において、彼らを各王国領内から駆逐するように十字の言葉を説教するように命ずる⁽¹³²⁾。ここでハンガリー王国領内のクマン人が問題となったのは、上記の内紛と関連するのであろう。これを除くと、他のものはすべてマンフレディ十字軍に関連するものとなる。

この間も、外交的な政策が継続して試みられていた。6月22日にはカゼルト伯の未亡人シッフリディーナに対して、彼女に敵意を見せるマンフレディおよび（彼女の息子の）リッカルド・ディ・カゼルト、アチェッラ伯トマーゾ、ガルヴァーノとフェデリコのランチャ兄弟たちの所領には聖務停止が科せられていることを通知し⁽¹³³⁾、安心感を与えようとする。また、上記の5月28日付け書簡に関連して、7月2日にはペルージャとフィレンツェの市民オリヴェリオ・キルクスの兄弟・息子であるジェラルディーノ、ラーポ、ブルネッリーノ、アリッチョ、コンシリオたちに対して、彼らはかつてアレクサンデル4世によってマンフレディを支持したがために破門されていたが、その破門が解かれたことを通知する⁽¹³⁴⁾。7月5日には、(フィリーネ・) ヴァルダルノ司教管区にある聖ジェルマーノ城塞の「贖罪の修道士や修道女たち (fratres ac sorores Poenitentia)」の共同体の長たちに対して、マンフレディおよびトスカーナのマンフレディを支援する都市は聖務停止令下にあるが、彼らはそこでも「神の職務 (officium Dei)」を行うことができることを通達する⁽¹³⁵⁾。7月8日には2通の書簡が出されるが、いずれもアチェッラ伯エーモやその他のローマ教会の敵にほど近いところにあるヴェーロリ司教管区内にある聖ジョヴァンニ山城塞を所有する者たちに対して、彼らが城塞にマンフレディ側の軍勢や投石機を招き入れることを禁ずるものである⁽¹³⁶⁾。

このようにして個別的な交渉を重ねた後の7月10日、オルトーナのポデスタ、評議会、コムーネに対して、マンフレディの軍勢の通過を許可しないように命ずるとともに、同地に教皇庁付き司祭のクラウディウス師を派遣したことを通達する⁽¹³⁷⁾。ペルージャのポデスタ、評議会、コムーネに対しては、マンフレディに対処するために、マグダラのマリアの祝日(7月22日)までに教皇庁に使節を派遣するように命じ、同様のことを、トーデイ、スポレート、ナルニ、アッシジにも命ずる⁽¹³⁸⁾。7月15日にもペルージャのポデスタ、評議会、コムーネに対して、ローマ教会に必要な援助を行うように要請するとともに、同地

⁽¹³²⁾ *registres*, no. 2769 (= *Regesta*, no. 18970).

⁽¹³³⁾ *registres*, no. 2665.

⁽¹³⁴⁾ *registres*, no. 661.

⁽¹³⁵⁾ *registres*, no. 1906 (= *Regesta*, no. 18964).

⁽¹³⁶⁾ *registres*, no. 853, 854.

⁽¹³⁷⁾ *registres*, no. 857.

⁽¹³⁸⁾ *registres*, no. 858.

に枢機卿で聖アドリアーノ教会司祭長オットボヌスを派遣したことを告げ、同じことをトーディとアッシジにも伝える。また、ナルニには枢機卿で聖十二使徒修道院長のアニバルドゥスを、スポレートには枢機卿でポルチコの聖母マリア教会司祭長マテウスを派遣したことを伝える⁽¹³⁹⁾。そして同日、オットボヌスに対して、ペルージャ、トーディ、アッシジの各市に向けて、マンフレーディと彼を支持するサラセン人たちに対する十字の言葉を、彼らに対する戦いが聖地の援助と同じ価値の贖罪価値を有することを含めて説教するように命じ、同様のことをアンニバルドゥスにはナルニ市に向けて、マテウスにはスポレート市に向けて説教するように命ずる⁽¹⁴⁰⁾。ここにマンフレーディ十字軍も再開されるが、この段階ではウンブリア地域のローカルなものであった。

7月26日以降は、そこに近隣のトスカーナ地域やラツィオ地域なども加わることとなる。まずはトロワ司教ニコラウスに対して、かつてマンフレーディを支持したがためにアレクサンデル4世から破門されたピストイアの商人たちの内、ジュスト・ランフランチとガリア地域にいるその仲間たちは罰金2,000マルク・スターリングを支払った上で教会への回帰の誓約をなしたので、破門から解放するように命ずる⁽¹⁴¹⁾。そして、2日後の7月28日にはリエーティ司教に対して、トスカーナの親教皇領域やスポレート公領において、マンフレーディに対峙するすべての者に十字軍士としての贖罪価値や特権を承認することを告げる⁽¹⁴²⁾。また、同日にはペルージャ司教に対して、マンフレーディに対する十字の言葉をトスカーナ地域のローマ教会領内で行うように命じ、同様のことはトーディ司教、オルヴィエート司教、アッシジ司教、スポレート司教、グッビオ司教、ノチェーラ（・ウンブラ）司教、テルニ司教、リエーティ司教、ナルニ司教、オルタノ司教、バニョレージョ司教、アメリア司教、ヴィテルボ司教、カストロ（・デイ・サルデーニャ）司教、チーヴィタ・カステッラーナ司教、ネペシナ司教、ストリ司教、フランチェスコ会フォリーニョ管区長、同ローマ管区長にも命ぜられた⁽¹⁴³⁾。このようにしてマンフレーディ十字軍が中部イタリア地域で呼びかけられた後には、8月9日までは外交的政策が展開された。

7月29日には全キリスト教徒に対して、マンフレーディを支持してその領内にサラセン人を招き入れているジョヴァンニ・デ・マルモレやパンドルフォ・ダラプロなどのロッカ・アッカリーナ（テルニ近郊のアッカリーナ山）の領主たちを破門することを公示する⁽¹⁴⁴⁾。翌7月30日にはパリ司教に対して、かつて破門されたピストイア市民に関して、ガリア地域に滞在しているピストイア商人エギディオ・ドノスデイとその仲間たちは罰金

⁽¹³⁹⁾ *registres*, no. 859.

⁽¹⁴⁰⁾ *registres*, no. 860.

⁽¹⁴¹⁾ *registres*, no. 693.

⁽¹⁴²⁾ *registres*, no. 2991.

⁽¹⁴³⁾ *registres*, no. 870.

⁽¹⁴⁴⁾ *registres*, no. 871.

1,000 マルク・スターリングを支払った上でローマ教会への回帰を誓約したので⁽¹⁴⁵⁾、また同じくピストリア商人バンディーノ・アマッナーティとその仲間たちは、罰金2,000 マルク・スターリングを支払った上でローマ教会への回帰を誓約したので、破門から解放するように命ずる⁽¹⁴⁶⁾。8月1日には全キリスト教徒に対して、サラセン人や他の異教徒、トスカーナの親教皇地域・スポレート公領・アンコーナ領域にいる「ドイツ人 (Theotonicus)」、およびトスカーナやその他の地域においてマンフレディに仕える者たちに武器や食糧を融通する者は破門されることが公示された⁽¹⁴⁷⁾。また、8月3日にはパリの聖ジェノヴェゼ修道長と、教皇庁付き司祭でバイユー教会聖堂参事会員のペルキバルス・デ・ラウァニアに対して、かつて1263年の聖木曜日に、マンフレディに追隨してルッカを攻撃したがゆえに破門されたフィレンツェ市民について、ガリア地域に滞在しているフィレンツェ商人のランベルト・フレスコバルディとその仲間たちは罰金2,000 マルク・スターリングを支払った上でローマ教会への回帰を誓約したので、破門から解くように命ずる⁽¹⁴⁸⁾。そして、8月9日、ポルチコの聖母マリア教会司祭長マテウスに、トスカーナのローマ教会領に対するマンフレディやドイツ人の侵攻が激しくなり、中にはマンフレディ側につく者も現れていることを受けて、トスカーナのローマ教会領の「指揮官 (rector)」の職務を委任する⁽¹⁴⁹⁾。これらのことが示唆するように、当時のローマ教皇庁は危機的な状況に置かれていた。なお、日付けは記されていないが、ルッカの危機的状況を伝える3通の書簡は、この頃に発せられたのであろう。1通はルッカのポデスタ、評議会、コムーネに宛てられたものであり、マンフレディ側を支援しないように命じるものである⁽¹⁵⁰⁾。もう1通は教皇庁付き司祭でマントヴァ教会聖堂参事会長に宛てられたものであり、ルッカのポデスタ、評議会、コムーネに対して、マンフレディに屈して支持しないようにとの旨の教皇書簡を提示するように命ずるものである⁽¹⁵¹⁾。そしてもう1通は、ピサのポデスタ、カピタネイ、元老院、評議会、コムーネに宛てたものであり、マンフレディを支持してルッカを攻撃するのを止めて、教会に回帰するように勧告するとともに、もし従わなければピサが攻撃対象になるであろう、と威嚇するものである⁽¹⁵²⁾。

それでもウルバヌスは、対マンフレディ戦の下準備を整えた後には、聖地十字軍の推進に立ち向かった。上述のように、ブシャル、ヘンリクス、ジャン1世などがすでに十字軍宣誓を行っていたが、ウルバヌスが来るべき東方遠征の中心に据えようとしたのが、ルイ9世の弟の一人、すなわちシャルル1世・ダンジューの兄である、ポワトゥー兼トゥー

⁽¹⁴⁵⁾ *registres*, no. 702.

⁽¹⁴⁶⁾ *registres*, no. 703.

⁽¹⁴⁷⁾ *registres*, no. 2992.

⁽¹⁴⁸⁾ *registres*, no. 701.

⁽¹⁴⁹⁾ *registres*, no. 875.

⁽¹⁵⁰⁾ *registres*, no. 2861.

⁽¹⁵¹⁾ *registres*, no. 2862.

⁽¹⁵²⁾ *registres*, no. 2832.

ルーズ伯アルフォンスであり、8月13日より準備が本格化する。まずはポワトゥー司教管区内のサンティール教会宝物管理官に対して、アレクサンデル4世の時に聖地の援助のための十字の印を受け取ったアルフォンスに3,000銀マルクを割り当てるように命ずるとともに⁽¹⁵³⁾、フランス王国領内、ポワトゥー伯領内およびトゥールーズ伯領内の十字の印を受け取った者たちに、来る「進軍（passagium）」が聖地の援助に出立しなければならない期限に差し迫っていることを、破門の罰の脅威下で提示するように命ずる⁽¹⁵⁴⁾。ここから分かるように、アルフォンスの十字軍は出発のタイムリミットを迎えていた。その出発をサポートするために、8月18日にはアルフォンスに向けて、ボルドー大司教管区で開催された教会会議において聖物窃盗を行った者の支配領域は聖務停止となり、移葬された地も聖務停止となることが定められたが、アルフォンスの所領にはそれが適用されえないことを承認し⁽¹⁵⁵⁾、教会裁判の執行人は3～4日を越えて彼を法廷に留めておくことはできないという特権を付与する⁽¹⁵⁶⁾。なお、ここからはアルフォンスが聖物窃盗事件に関与していたことをうかがい知ることができる。

さて、8月23日には十字の言葉の説教と十字の職務を託されているタロンテーズ大司教に対して、プロヴァンス伯領、リヨン、ヴィエンヌ、ブザンソン、タロンテーズ、ダクス、アルルの各市民たちの代表者に、1ヶ月以内に聖地の援助のための収益・参加者・放棄者（代償者）の情報を彼に提示させるように命じた上で、明確な理由なくして期限を超えた場合は破門に処されることも告知するよう通達する⁽¹⁵⁷⁾。そして8月25日には、パリ司教レギナルドゥスに対して、アルフォンスの要請に応じて、海の向こうで役立つであろう伯の付属司祭であり医師であるベトルス・デ・ペローナ師を牢獄から解放するように命ずる⁽¹⁵⁸⁾。このような、アルフォンスに対する優遇は続く。8月26日にはポワトゥー司教ウゴヌスに対して、現在空席となっている聖ラドゴンド教会の聖堂参事会員にはアルフォンスが推挙している、彼付きの司祭のグイザルドゥスを据えるように命ずる⁽¹⁵⁹⁾。8月27日にもアルフォンスに対して、贖罪や利子からの解放、法廷に召喚されないなどの権利を承認した上で、同じ権利は彼が伴う伯領内の戦士たちにも適用されることが通知される⁽¹⁶⁰⁾。9月1日には、上に登場したグイザルドゥスに関連して、トゥルネー司教管区内のリール教会聖堂参事会長と、リヨン大司教管区内のサン・ジュスト教会の従者に対して、アルフォンスの食堂付き司祭グイカルドゥスの親族の教会人のアゾヌス・デ・マクシミアクスを、件のグイカルドゥスの意見に基づいて、リヨンの聖パウロ教会の聖堂参事会員と

⁽¹⁵³⁾ *registres*, no. 2173.

⁽¹⁵⁴⁾ *registres*, no. 2174.

⁽¹⁵⁵⁾ *registres*, no. 2175.

⁽¹⁵⁶⁾ *registres*, no. 2176.

⁽¹⁵⁷⁾ *registres*, no. 710.

⁽¹⁵⁸⁾ *registres*, no. 2179.

⁽¹⁵⁹⁾ *registres*, no. 2178.

⁽¹⁶⁰⁾ *registres*, no. 2177.

して受け入れさせて聖職禄を支払うように命ずる⁽¹⁶¹⁾。同日、アルフォンソに向けては、その懇願によって、もし十字の印を受けた者で他者を代理として聖地の援助に送るか、もしくは財産を援助として聖地に送るのであれば、聖地の援助に行く者と同等の贖罪価値を認められることを通達する（代償制）⁽¹⁶²⁾。

そして上記のように、1264年9月9日に発したエギディウス宛て書簡が、ウルバヌスの十字軍に関連する最後の書簡となる⁽¹⁶³⁾。

お わ り に

前任の教皇アレクサンデル4世と比較すると⁽¹⁶⁴⁾、ウルバヌス4世の十字軍政策の特徴はあくまでも聖地十字軍を中心に据えたものであった、ということが明瞭となる。その背景には、教皇に登位する前の1255年4月9日、彼ジャック・パンタレオンはエルサレム総大司教に任命された、という経験があったと考えられる。4年間も国王不在のエルサレム王国において国王に代わって実務を担わざるをえなかった彼は、誰よりもその危機的状況を体感していたのであろう。そして、誰よりも東方のフランク人たちと強いパイプを持っていたのであろう。いずれにせよ、この点をさらに考えるには、後任教皇クレメンス4世についても同様の分析を行った上でのこととなる。

人一倍、少なくとも前任者よりは聖地十字軍に熱意を持った彼が発した文書の発給地の多くはオルヴィエートであるが、最後の十字軍関連書簡を発した約1ヶ月後の10月2日、暗殺されることを恐れて逃れたペルージャにおいてウルバヌスは没した⁽¹⁶⁵⁾。なお、アル

⁽¹⁶¹⁾ *registres*, no. 2180.

⁽¹⁶²⁾ *registres*, no. 2181.

⁽¹⁶³⁾ なお、日付けが記されていないために、本文では触れなかった書簡が2通ある。1通はルイ9世に宛てたものであり、彼は長男のフィリップ(3世)とアラゴン国王ハイメ1世の娘イザベルとの結婚(1262年5月28日に結婚)でアラゴン王家と結びつきを持つようことを進めていたが、ハイメ1世は教会の「迫害者(persucutor)」であるマンフレディの娘とも婚姻関係(1262年7月5日に結婚)でつながることが確かとなったので、その婚姻を取りやめるように要請するものである。*registres*, no. 2855 (= *Regesta*, no. 18402)。これは、恐らくは1262年7月5日のすぐ後に出されたのであろう。もう1通は教皇庁の公証人アルベルトゥス師に宛てたものであり、彼からの書簡の受領を知らせるものである。その書簡では、ルイ9世は教皇庁がアルベルトゥス師に委任したシチリアの職務から彼を遠ざけようとするために、かつての神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世の孫コンラドインが捏造した、教皇庁の承認によってシチリア国王たる権利を有するイングランド国王ヘンリ3世の息子エドモンドがラテン帝国かもしくは聖地への援助に目を向けており、他者からその権利を侵害されるのではないかと疑っている、という讒言を信じている、との旨が記されていた。そこで、シチリア国王の件に関しては、何ら問題はないことを示した上で、アルベルトゥス師には国王ルイにこれまでの計画を推進するように要請するよう奨励する。*registres*, no. 2812 (= *Regesta*, no. 18440)。これは、恐らくはシャルルがシチリア国王に据えられる政策が始まった、1262年10月25日のすぐ後に出されたのであろう。

⁽¹⁶⁴⁾ 拙稿「教皇アレクサンデル4世の十字軍政策」『ヨーロッパ文化史研究』23号、2022年、115～136頁。

⁽¹⁶⁵⁾ これらの状況については、Murray, A. (ed.), *The Crusades: An Encyclopedia*, vol. 4, Santa Barbara, 2006, p. 1217 f., などを参照。

フォンスが実際に東方に向かうのは、ウルバヌスが没してから6年後の1270年、兄ルイ9世の二度目の聖地十字軍（いわゆる第七回十字軍）を待たねばならなかった。